

<p>件 名</p>	<p>避難勧告等の判断基準（水害・土砂災害）の改定について</p>
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p>【経過】</p> <p>1 国（内閣府等） 平成 17 年 3 月 内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」策定 平成 25 年 11 月 伊豆大島（東京都大島町）土石流被害発生 平成 26 年 4 月 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）改定</p> <p>2 大阪府・堺市 平成 22 年 3 月 堺市「避難勧告等の判断・伝達マニュアル【水害・土砂災害編】策定 平成 25 年 9 月 台風 18 号大雨による大和川増水に伴う避難勧告 平成 26 年 1 月 河川管理者と大和川沿川市・大阪府による検討会の開催 平成 26 年 4 月 河川管理者より大和川沿川市における危険箇所と各市換算水位の提示 平成 26 年 5 月 沿川市において換算危険水位に基づき避難情報を発令する事を合意 平成 26 年 6 月 本市の土砂災害危険箇所について市民周知</p> <p>【課題】 現行の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害・土砂災害編）」で定めている避難勧告等の発令基準は数値と現場巡視や前兆現象等を総合的に判断することとしていたため、避難勧告等の発令に時間を要していた。大和川においては、大阪市との発令基準が異なっていたためその整合が求められた。また、国からの資料提供により現発令基準の水位と実際の危険度が整合していない状況が確認された。 以上を踏まえ、避難勧告等の判断基準を改定し、定量的でわかりやすい指標を示す必要があった。</p> <p>参考 【内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」の概要】 (1) 「避難」に関する考え方を再整理 避難勧告・指示は空振りを恐れず早めに出すことを基本とする。 (2) 避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定 判断基準を定量的かつ分かりやすい指標で示し、判断のため参照する情報を具体化する。 例) 判断基準：河川氾濫⇒氾濫危険水位に到達、土砂災害⇒土砂災害警戒情報の発表など。</p>
<p>対応方針 今後の取組 (案)</p>	<p>現行の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル【水害・土砂災害編】」で定めている「判断基準」を改定し、各局各区における庁内部局のほか、地域住民に新基準について周知し、混乱なく適切で迅速な避難行動がとれるよう進める。</p> <p>【避難勧告等の判断基準（水害・土砂災害）の改定内容について】 判断基準については、内閣府のガイドラインをもとにしつつ、河川管理者（国土交通省、大阪府）及び大和川対岸の大阪市との協議を行い、改定した。 (1) 改定する項目：土砂災害・河川氾濫（大和川・西除川・東除川・石津川） (2) 避難勧告等の発令基準（※詳細は別紙） (3) 新基準は7月から運用する。</p>
<p>効果の想定</p>	<p>・ 地域住民の土砂災害、河川氾濫を想定した自主防災訓練の実施 ・ 地域住民と行政との協働によるワークショップを通じたリスク情報の共有や地域ハザードマップ作成等を促進させる ⇒これらの取組みを通じた発災時における人的被害ゼロをめざす。</p>
<p>関係局との 政策連携</p>	<p>各区役所と連携し地域住民へのリスク情報の周知を図る。また建設局や上下水道局、消防局などの庁内関係部局と連携し、土砂災害・河川氾濫に対する更なる災害対応力の向上を図る。</p>

避難勧告等の判断基準(水害・土砂災害)の改定について

1. 主な改定のポイント

土砂災害

従来は、市内の全土砂災害警戒区域を画一的に避難勧告等を判断する基準になっていたが、今回の改定では土砂災害警戒区域等毎に下記基準により判断する。

2. 発令基準

改正前

土砂災害に対する避難勧告等の発令基準

発令判断基準 およびその状況	避難準備情報	避難勧告	避難指示
> 土砂災害警戒準備情報発表 (3時間予測雨量でCL超過) > 前兆現象が確認される	発令対象	-	-
> 土砂災害警戒情報発表 > 前兆現象が確認される	発令対象	-	-
> 近隣で土砂災害が発生 > 前兆現象が確認される > 土砂災害の防災情報 (実況雨量でCL超過)	発令対象	-	-

改正後

発令情報	基準	堺市の体制
避難所開設(準備)	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、各雨量判定観測局における土砂災害の危険度が3時間後予測で土砂災害発生危険基準線を超過し、さらに降雨が継続する場合	大雨警報(土砂災害)発表で、警戒配備2号
避難準備情報(発令)	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、各雨量判定観測局における土砂災害の危険度が2時間後予測で土砂災害発生危険基準線を超過し、さらに降雨が継続する場合	
避難勧告(発令)	土砂災害警戒情報が発表され、かつ、各雨量判定観測局における土砂災害の危険度が1時間後予測で土砂災害発生危険基準線を超過し、さらに降雨が継続する場合。また、大雨警報(土砂災害)が発表されている状況において「記録的短時間大雨情報」が発表された場合	状況により災害対策本部設置
避難指示(発令)	土砂災害警戒情報が発表され、かつ、各雨量判定観測局における土砂災害の危険度が「現況」において土砂災害発生危険基準線を超えた場合 また、土砂災害警戒情報が発表されており、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表された場合	

3. 発令の考え方

【改正前】 堺市域に「土砂災害警戒情報」や「土砂災害警戒準備情報」が発表されている場合、市内のすべての危険個所に避難情報等を発令

【改正後】 観測局ごとに土砂災害発生基準線超過を把握し、対象危険個所に避難情報等を発令

区	中区	東区	西区	南区	美原区	合計
危険箇所	10	4	1	43	2	60
観測局	泉ヶ丘局:7 鳳局:3	狭山池ダム局:4	鳳局:1	泉ヶ丘局:17 小山田局:18 北田中局:7 狭山池ダム局:1	狭山池ダム局:2	鳳:4、小山田:18、泉ヶ丘:24、北田中:7、狭山池ダム:7

1. 主な改定のポイント

河川氾濫

・避難勧告等の判断水位を内閣府の判断基準「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」と整合を図る。

各避難情報の目安	これまでの考え方	改定後の考え方
避難準備情報	一定時間後に危険水位に到達すると予想されるとき	避難判断水位
避難勧告	一定時間後に危険水位に到達すると予想されるとき	氾濫危険水位
避難指示	氾濫危険水位に到達したとき	越流・決壊の恐れ

これまで避難情報の発令は、上記の水位情報に加え、気象予報及び災害対策事業者等の河川巡視による報告等を総合的に判断して行ってきたが、下記のとおり基準を改定する。

2. 発令基準

発令情報	基準	堺市の体制
避難所開設準備	氾濫注意水位に到達したとき	水防団待機水位到達かつ上昇見込(警戒配備2号)
避難準備情報	避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇し、氾濫危険水位に到達する見込みとなったとき	
避難勧告	氾濫危険水位に到達したとき	状況により災害対策本部設置
避難指示	堤防が決壊する恐れがあるとき、(堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき)又は堤防が決壊したとき	

3. 判断水位

判断水位	大和川 (柏原観測所)	西除川 (野田観測所)	石津川		東除川 (古川橋観測所)
	(戎橋観測所)		万崎橋(観測所)		
氾濫注意水位	4.00	0.85	3.75	3.00	1.75
避難判断水位	4.30	1.00	3.90	3.90	2.10
氾濫危険水位	4.90	1.35	5.60	6.30	3.30

※大和川の水位設定について
 上記に記載している大和川の水位は、大和川河川事務所が公表している水位に基づき、堺市独自に設定した値を記載している。